

議案第 5 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 3 1 日に次のとおり専決処分したので、その承認を求める。

新座市都市計画税条例の一部を改正する条例

新座市都市計画税条例（昭和 4 2 年新座市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 3 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (2)～(6) [略]	附 則 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 3 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (2)～(6) [略]

15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第32項、第33項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第32項、第34項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和7年5月26日

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、新座市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要が生じ、令和7年3月31日に新座市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。